

第30回世田谷区農業委員会総会

日：令和5年1月30日（月）

場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

第30回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和5年1月30日（月）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第2庁舎第5委員会室

出席の委員：出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、植松智、石井勝、石井朝康、三田浩司、加々美栄一、野島秀雄、宮川喜久、橋本正志、大塚信美、荻部嘉也、鈴木利彰、細井誠一、岩本敏行、海老澤健、本澤絢子、いたいひとし、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 荒井広司、主事 関智秋、主事 吉田健彦、主事 岡田英朗

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当無し】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
 - ・農地法第18条6項の規定による通知書について
5. 協議事項
 - (1) 令和5年3月の総会日程(案)について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) 令和4年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び
令和5年度世田谷区農業委員会活動計画(案)について
 - (2) 一般社団法人東京都農業会議「農業功労者表彰」受賞者の決定について
 - (3) 第64回東京都農業委員・農業者大会の開催について
 - (4) 野菜づくり講習会 参加者募集について
 - (5) ふれあい農園「花栽培農家で寄せ植えづくり」の開催について
7. その他
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではありますけれども、皆様おそろいになりましたので、ただいまより第30回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(配布資料確認)

それでは、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は欠席された方がいらっしゃいませんので、全員の参加になりましたので、よろしくお願いいたします。

本日の署名委員ですが、荻部嘉也委員、それと鈴木利彰委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処分となっております。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が1件となっております。

それでは、事務局、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.1をご覧ください。こちらは、農地を住宅等にする場合必要な農地法第4条の手続となります。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、農地法第5条、こちらは、農地を農地以外にするもの、かつ所有者の変更がある場合の農地法第5条の手続となります。

第2号議案、農地法第5条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

○宍戸会長 ただいまご説明させていただきましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

それでは、続きまして、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願につい

てが4件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが7件、農地法第18条6項の規定による通知書についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてから審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、最初の相続税納税猶予に関する適格者証明願についてですが、この証明は、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するというものです。

それでは、資料No.3をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました岩本敏行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○岩本委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都、区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。その買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事する行動が不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に主たる従事者証明が必要

となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○大塚委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

それでは、以上で、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議を終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。

それでは、1件目を事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○加々美委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目ですが、農業委員である〇〇委員からの証明願となっております。農業委員会等に関する法律第31条1項「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定により、本件の審査中は〇〇委員には退室していただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

[〇〇委員 退席]

○宍戸会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました橋本正志委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○橋本委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

それでは、〇〇委員に入室いただきますようよろしくお願いいたします。

[〇〇委員 着席]

○宍戸会長 次に、3件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○野島委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件を調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○鈴木委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6をご覧ください。特定農地貸付法に基づく承認申請

についてでございます。

区が宅地化農地等を区民農園として土地所有者から新規、継続も含めお借りする際の根拠となる法律が特定農地貸付法であり、今回につきましては、世田谷区内の区民農園19園中7件の継続して借り受ける案件についてご審議をお願いいたします。

特定農地貸付法について簡単に説明をさせていただきますと、正式な名称は特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律となりまして、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が、小面積の農地を市民農園として都市住民等に短期間貸し付けることができるよう、農地法の特例を定めた法律です。

区民農園は、令和4年4月現在、19園806区画が世田谷区内の区民農園、ファミリー農園の名称で運営してございます。1区画は15㎡で、月額の利用額は1区画当たり960円で運営しております。

それでは、本題に入らせていただきます。資料No.6、第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

(事務局より、申請内容、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

○橋本委員 主に区の方で掌握されておるんじゃないかと思うんですけども、それぞればらつきも畑によってあると思うんですけども、利用率というか使用率はどのぐらいなものでしょうか。もっと増やすべきなのか、あるいはもう現状でいいのかということの内容をお聞きしたいと思うんですけども。

○事務局 利用率という意味では100%になっています。今年度新たに4園開設予定なんですけど、その申込受付を「区のおしらせ」10月1日号で行っているんですけども、やはり3倍から5倍、かなり高人気になっています。令和4年度、7園募集をかけまして、平均倍率は3.9倍となっております。一番高いところで8倍、低いところでも2倍弱の数字がございます。

数の増減につきましては、農業振興計画の中で目標数値を一応定めていまして、現状の数よりももう少し増やした数を目標値としていますので、もしお話があれば積極的に借りるつもりではおります。

○橋本委員 どうもありがとうございました。

○宍戸会長 ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がほかにないようですので、採決させていただきます。

特定都市農地の貸付に賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、申請を承認することといたします。

以上で、特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議を終わります。

次に、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてでございます。

農地法第18条6項の規定による合意解約通知というのは、農地の賃貸借契約について、都道府県知事の許可を要さず賃貸借の解消がなされた場合に、その旨を賃貸人及び賃借人が連名で農業委員会に通知することをいいます。

それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。第3号議案農地法第18条6項の規定による合意解約通知について。

(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○海老澤委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については終了いたします。

これもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和5年3月の総会日程(案)についてを審議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.8、令和5年3月の総会日程(案)についてをご覧

下さい。

今回の総会開催日時につきましては、2月16日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での開催が決定しております。

また、3月の開催日時につきましては、3月29日水曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎第5委員会室での予定となっております。

それでは、日程についてのご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、総会の日程案については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、案のとおりで決定いたします。

次に、(2)生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料はNo.9-1から9-4となります。9-2は、先月の農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について農業委員の皆様にご審議をいただき、証明書を発行した案件で、そのほかは、平成4年指定の生産緑地で、30年が経過したために買取り申出を受理した案件です。東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○宮川委員 この買取り希望価格というのは、ある程度一般的な価格だと思うんですけども、9-4は平米〇万円となっているんですよ。こういうのもあり得るんですか。

○事務局 この欄につきましては任意ということなので、自分の書きたい数字を書くというふうに伺っています。

○宮川委員 気持ちは分かるんですけども、幾ら何でも常識という……。あくまでも本人の希望ということなのでということですか。

○事務局 そうですね。

○宮川委員 分かりました。

○事務局 これが必ずしもまかり通るものではございませんが、一応、あくまで本人の自

由意思ということになります。

○宍戸会長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、これで審議を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 10をご覧ください。令和4年度世田谷区農業委員会活動計画の評価及び令和5年度世田谷区農業委員会活動計画(案)についてのご報告です。

まず、ページをめくっていただいて、左のページですが、令和4年度、今年度の活動計画を参考に載せてございます。

1枚目にお戻りいただきまして、こちらは今年度の活動計画の評価となります。こちらは、活動計画に基づいて今年度の評価案を作成させていただき、令和5年度活動計画案と共に2月発行の営農だよりに掲載をさせていただく予定でいます。

内容は記載のとおりで、今年度も新型コロナウイルスの影響でイベントが中止となる中、可能な限り計画に基づき側面援助も含めて活動を行った内容としております。内容につきましては、今回は申し訳ございませんが、営農だよりの締切りの関係で委員会と前後してしまいましたのでご報告とさせていただきますが、内容につきましては会長、職務代理にご確認をいただいて、一任とさせていただきます。

1枚開いていただいた右側のページ、令和5年度活動計画(案)をご覧ください。こちらにつきましては、先月の総会でお示しさせていただいたものと変わりはありません。

こちらにつきましては以上でございます。

おめくりいただきまして、資料No. 11をご覧ください。農業功労者表彰についてです。

こちらは、一般社団法人東京都農業会議「令和4年度農業功労者」受賞者決定についてでございます。昨年10月の農業委員会総会において、農業功労者表彰について委員の皆様にご協議をいただいた上で、東京都農業会議に推薦した結果、このたび〇〇さんが受賞されることとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、資料No. 12をご覧ください。第64回東京都農業委員会・農業者大会の開催要項についてです。

本会議は、都内の農業委員、農地利用最適化推進委員並びに農業者が一堂に会し、今後の東京農業の発展に向けた運動の大きな一致点を築くために開催するという趣旨で、毎年

実施されております。

過去2年はコロナ禍の影響で中止となっておりますが、今年は実施されます。残念ながら2月の総会と重なっているため、当日は宍戸会長と、表彰を受けられます植松委員、事務局からは荒井が出席させていただく予定となっております。

おめくりいただきまして、資料No.13をご覧ください。「野菜づくり講習会 次大夫堀自然体験農園」参加者募集についてです。

周知方法につきましては、2月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただいております。

おめくりいただきまして、資料No.14をご覧ください。ふれあい農園「花栽培農家で寄せ植えづくり」の開催についてです。

周知方法につきましては、2月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

事務局からの報告事項は以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○菅沼委員 関連でいいですか。来年度の予算を今選考していると思うんですけども、新しい農業に関して提案をしないと、なかなか役所というのは予算が増えないんですけども、何か考えがありますか。

○海老澤委員 新しい農業というのはどういう感じなんですか。

○菅沼委員 例年どおりだと例年どおりの予算しかつかない。例えば、皆さんの農家だとか農地の方でこういうものをやりたいという企画を出して、政策経営部がオーケーして、ある程度になったらそれに予算がつくというのが役所でしょう。新しい事業をやらない限り予算が増えない訳だから、その辺何かお考えがあれば。

○事務局 1つあるのが、今年度、こちらでも報告しました農福連携事業の粕谷2丁目の土地を購入することになりましたので、それに伴い、区が所有する上で必要な施設整備というのをプラスで協議しまして、例年と違う予算として組んではおります。来年度、大きな予算としてはそれが1つございます。というお答えでよろしいでしょうか。

○菅沼委員 毎月農業委員会をやっていて、様々な地域で様々なお考えの人がいらっしゃるけれども、やっぱり農地を守ることになると、話を聞いて新しい企画を作っていないと区の体制として予算が増えない。その辺を予算時期じゃなくて、やっぱり予算の前から考えておいてほしいという要望です。

○事務局 分かりました。

○橋本委員 今の件で、認証農業者の申請をして承諾いただいているんですけども、そういうものが予算の枠の中でどこにどういうふうに入るかというのは細かくは分からないんですけども、それと今、先生が言われた内容とはどういう関係があるんでしょうか。

○事務局 認定・認証農業者への補助金に関しましては、毎年実績等を踏まえて要望させていただいております、今回の……。

○橋本委員 組み入れられているということですか。

○事務局 もう組み入れられております。

○橋本委員 分かりました。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。

今、ご意見が菅沼委員からあったんですが、各地区でやっぱりこういうことを世田谷区の行事としてやりたいというものが出てきたときに、そういうのをぜひ、すぐはできないとしても、この1年の間にあればまた来年の予算にお願いはできる訳ですから、もし地区から何か意見が出たら、ぜひ農業委員会の事務局の方にお伝えいただければ、またここで審議ができると思いますので、よろしく願いいたします。

この件についてほかにご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

次第7のその他について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、本日お配りさせていただいておりますせたがや子どもハローワークという事業のペーパーなんですけれども、こちらは教育委員会の方で検討している新しい事業ということで、これにつきまして岡田から説明をさせていただきます。

○事務局 では、皆さんの机の上に子どもハローワークという資料を置かせていただきました。こちらは当区の教育指導主事から、今後このような研究授業の案を考えているというお話がありましたので、皆様に周知させていただいたものです。

内容としましては、区内の小中学生と区内の事業者さんをつなぐ仕組みを作っていこうというものになっております。お渡ししている内容のものは作成途中のものでありまして、今後案を固めていく予定となっております。

こちらをご紹介した趣旨なんですけれども、主体は教育委員会となるんですが、経済産業部からも本事業にご協力いただけそうな方をご紹介していく予定でありまして、都市農

業課からもぜひご協力いただけそうな農家様をご紹介したく、こちらでお話しさせていただいた次第でございます。

例えば、皆様の中でご協力いただける方ですとか、お話を伺ってもいいよ、もしくはお知り合いの農家さんの中でこういうものにご協力、ご興味がありそうな方がいらっしゃれば、ぜひご連絡いただけると幸いです。よろしく願いいたします。

○宍戸会長 千歳農協管内のファーマーズには中学生が研修みたいな形で参加されることもございますので、これもまた農協サイドで一応お話しさせてもらって、そういう対応ができるようでしたらまた連絡させていただきます。

○事務局 冒頭でも申しましたけれども、配付した資料はまだ作成中のものですので、今後変更される可能性ももちろんございます。案が固まり次第また皆様にも情報発信させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○宍戸会長 もし意見がございましたらどうぞ。よろしいですか。

○橋本委員 パンフレットを見させていただいた限りでは、農との関係が何か具体的に、こんなこととこんなことがありますよというようなことを説明いただけるとイメージ等が湧くんですけども、これは具体的に何かにおわされておることは特にあるんでしょうか。

○大塚委員 具体性がない。

○橋本委員 具体的がないんだよね。簡単に言うと、対応がしにくいんですよ。

○宍戸会長 今のお話の中に、これは案であって、これをまたいろいろと練りながら。

○事務局 今まだこれは本当に案の案ぐらいの段階でして、この後、もしご協力ですとかお話を聞いてもいいよという方に対して、教育委員会の方から実際にお話をしに行つて、どんなことをやっていきたいと思いますかというのを詰めていくというイメージになっておりますので、まだこの段階で具体的にここまで農家さんにご協力をお願いしたいというのはなかなか言えないんですけども、ちょっと話を聞いてもいいよという方がいらっしゃれば、ぜひ話をというレベルなので。

○橋本委員 受入れ体制の内容が絞れないので。

○事務局 こういう事業をするに当たって相談させていただく方を今探しているという状態みたいなので、こういうことだったらできるかもしれないとかそういうところを相談させていただきながら教育委員会の方で考えていきたいというその相談相手として、もしご協力いただければお願いしたいというご案内です。

○橋本委員 これは、教育委員会の方から出たんですか。それとも、区の方からの。

○事務局 教育委員会の方からですね。

○橋本委員 イメージが漠然としていますので、つかみどころのないという感じの内容。

○真鍋委員 教育委員会は職場体験でこれまでもやっていますよね。そうすると、これまでは1年間、何学年の子たちがどれぐらいの期間、何時間ぐらいこんな体験をしていますよみたいな例があれば、それだけでもイメージがつくじゃないですか。これこそよく分からないけれども、例えば作付して作物を収穫するところまでできるようなすごい密度のものを考えているとか、これまでの職場体験的に一定期間に数日やるという感じで考えているのかとか、これまでの実績はどうだったかとか、それぐらいは教育委員会は情報を出してもおかしくないのでは、こういうのを出すんだったら、これまでこんなことをやったけれども、これをもうちょっと充実させようと思っているとか、今までこうでしたとかという例があれば分かりやすかったと思いますので、また今後何かありましたらその辺は丁寧によくお願いします。

○大塚委員 ここにいらっしゃる農家の方も、世田谷区内の農家の方も全部含めて、これと同じような体験はどこでもやっていると個人的には思うんですよ。小学校から受け入れる。私も何十年も続けましたけれども、どういう目的でこういうことをやっていくのか。部分的には今でも行われています。

○宍戸会長 その旨をお伝えして、もしどういう形にするか決まりましたらご連絡下さい。
ほかにご意見はよろしいでしょうか。

○石井（勝）委員 全然今日の議題と関係ない話なんですけれども、任期もあと半年なので、今すぐこの場で結論云々という話じゃないんですけれども、農業委員は実際に今各地区から5名ずつ出ていますよね。実際に調査する方たち。その人数について検討していただけないかなというのはちょっとあるんです。

実は、私が就農した平成17年に、私の地区では一応24件で、11件の農地を持っている農家があったんですけれども、3年前、私が農業委員になるときに、実は21件でたった4件しか農業委員というかその候補者というか、農業をしている人がいなくなった訳ですね。そうすると、なおかつ既にもう2名の方は農業委員を体験しているので、基本的に2人の内どちらかということで、本来ですと、私が一番下だったので、じゃ、次のときにやるというふうにしていたんですけれども、健康上の理由からということで私がやったんですけれども、そういうふう実際に農業委員に出る人数がだんだん減ってきている中で、ずっと

この5名という人数を出し続けるというのはなかなか各地区では難しくなっているの
で、そろそろ区画を変えるなりして人数を調節してもらいたいなというのが一つあるん
ですよ。

例えば各地から4名ずつで、前回、女性の農業委員を出して云々となれば、減った分を
逆に言えば女性の方を農業委員として参加していただければ全体の人数は変わらないん
ですけれども、実際に調査をする人数が、農家の戸数が減ってきているし高齢化してい
る中で、なかなか出すのが各地区ごとで難しくなっているのがあるので、その辺を今
回、次のときからというんじゃなくて、今後検討していただきたいというのは意見と
してあるんですけれども、どうでしょうか。

○宍戸会長 実は千歳地区からも、農業委員の人数じゃなくて、今、大体範囲を決めて農
業委員を順番に出している状態で、ある箇所がすごく農業者がいっぱいいて相当大変な
ところがあって、そこだけ大変なのでほかとの人数割りができないかと今、支部長さん
がいろいろと考えていらっしゃるんですけれども、今の人数を減らすとか人数の割当
てを考えると、そういう考えですよ。

○石井（勝）委員 そうです。

○宍戸会長 人数というのは減らすことはできるんですか。増やすことはできないん
ですか。両方できないんですか。

○事務局 条例で決まっている人数なので、条例を改正すれば人数を変えることはま
ず可能、絶対できない、法律とかで決まっているものではなくて、区が条例で決
めているものなので、変えることができるのはできるものです。

ただ、現状、農地等が減ってきている状況の中で、農業委員さんを増やすという
のは庁内の難しいということはあるかなと考えております。農業委員さん自体を減
らすということに関しては、地区割りが今あるというふうに伺っていますので、J
Aさんの方から支部で出している状況とかを伺って、減らしていく方向という
のは、今までは検討しようというあれはなかったでしたけれども、できなくはない、
事務局としては可能です。あとは、それぞれのご負担が少し変わってきたり、今
ある地区分けのままだといかなくなるとか、そういうことはあるのかなと思いま
す。

○宍戸会長 その地区によって事情が変わってきているのは事実だと思うので、
祐さんの方の関連で今ご意見をいただいたんですけれども、千歳は千歳でまた
いろいろと悩みがあって、今、支部の方でいろいろと話し合いをしてもらって
いるんですよ。私がそこに入ると

ちょっとまずいので、支部長さんで話し合いをしてくれということでお話しして進めているような状況です。

これもまたいろいろと意見を出してもらって、農業者のためにはやっぱり農業委員会というのはどうしてもこれからもずっとなくてはいけない。これは基本的になくしてはいけないことなので、これをなるべく維持するためにどうしたらいいかというのは、皆様方と考えながら進めることですね。それと、農業者の皆さんに今までと同じようにフォローができることも必要です。これから急にぽっと出てこうしますとは言えないので、また意見を出しながら、いい方向に向けて進めていきましょう。

○石井（勝）委員 私も次から減らせとかそういうことは一切言わないんですけども、だんだん検討していかないと、人数が減って、農家の戸数が減っている中で、農業委員会を出すけれども、分母の数が減ってきているのに上の方が変わらないとなかなか難しくなっているというのが現状なので、その辺を例えば農協とか世田谷区の方といろいろ話し合っ、区画割りを変更するとか、その辺を将来的にはやってもらいたいなというのがあるんですけども。

○宍戸会長 今、区画を変えようとして千歳はやっているんですけども、農業委員会の関係が入ると、農業委員会の方で何とかとなってしまうんだけども、地区のことなので、やっぱり地区の方でこうしたら一番いいだろうという案をもしあれだったら出していただいて、やっぱり負担が大きくなるとまた大変ですから、そういうところも考えていただければ。それで、こういうことをしたいんだけどもという意見をいただけるんでしたらいただいて、それに対していろいろ考えていきたいというのは考えていきますので、それでよろしいですか。

○高橋会長職務代理者 農協が一番把握していますので、まずは農協がその点をよく考えて、中央さんとお話ししながら、組合員さんの数、あるいは畑の大きさによって少し検討させていただかなければいけないんじゃないかと私も思いますので、この辺、農業委員会の皆様ともこれからよく相談していきたいと思っております。

○宍戸会長 よろしいですか。では、こういう話はまた次回に何か意見がありましたら出していただいて、話し合いの場ができるような形を取っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、いろいろご意見をいただきましてありがとうございます。本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、高橋昌規職務代理者より閉会の挨拶をよろしく願いいたします。

○高橋会長職務代理者 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和5年1月30日(月)開催の第30回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男